

## 市第2号議案 横浜市市税条例等の一部改正

令和5年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、横浜市市税条例等の一部を改正します。

税目・改正項目		改正案の内容								
固定資産税	新たな減額措置の創設に伴う減額割合の設定	<p>○大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定 [市税条例附則第13条の6の4]</p> <p>長寿命化工事に必要な積立金が不足している築20年以上のマンションについて、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするため、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った一定の要件を満たすマンションに係る固定資産税の減額措置（わがまち特例※）が創設されました。</p> <p>これに伴い、次のとおり減額割合を設定します。</p> <p>※わがまち特例：課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み</p> <p>●減額措置の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象資産</td> <td>                     ① 本市から管理計画の認定を受けたマンションのうち、本市の認定基準に適合させるため、修繕積立金の額の引き上げを行ったもの                      ② 本市からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言又は指導を受けて、修繕積立金の積立てや積立額の引き上げを行う等の長期修繕計画の適切な見直しを実施し、一定の基準を満たすこととなったもの                      ①又は②を満たす築20年以上、10戸以上かつ大規模修繕工事を過去に1回以上実施しているもののうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事を完了したマンション                 </td> </tr> <tr> <td>減額対象年度</td> <td>工事完了の翌年度分</td> </tr> <tr> <td>本市における減額割合</td> <td>2分の1（地方税法上最大の減額割合）                      〔 地方税法上の規定：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合 〕</td> </tr> <tr> <td>減額割合の設定理由</td> <td>管理不全のマンションの発生を防止するために、必要な修繕積立金の確保や大規模修繕工事の実施を積極的に後押しする必要があると考えるため。</td> </tr> </table>	対象資産	① 本市から管理計画の認定を受けたマンションのうち、本市の認定基準に適合させるため、修繕積立金の額の引き上げを行ったもの ② 本市からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言又は指導を受けて、修繕積立金の積立てや積立額の引き上げを行う等の長期修繕計画の適切な見直しを実施し、一定の基準を満たすこととなったもの ①又は②を満たす築20年以上、10戸以上かつ大規模修繕工事を過去に1回以上実施しているもののうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事を完了したマンション	減額対象年度	工事完了の翌年度分	本市における減額割合	2分の1（地方税法上最大の減額割合） 〔 地方税法上の規定：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合 〕	減額割合の設定理由	管理不全のマンションの発生を防止するために、必要な修繕積立金の確保や大規模修繕工事の実施を積極的に後押しする必要があると考えるため。
	対象資産	① 本市から管理計画の認定を受けたマンションのうち、本市の認定基準に適合させるため、修繕積立金の額の引き上げを行ったもの ② 本市からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言又は指導を受けて、修繕積立金の積立てや積立額の引き上げを行う等の長期修繕計画の適切な見直しを実施し、一定の基準を満たすこととなったもの ①又は②を満たす築20年以上、10戸以上かつ大規模修繕工事を過去に1回以上実施しているもののうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事を完了したマンション								
	減額対象年度	工事完了の翌年度分								
	本市における減額割合	2分の1（地方税法上最大の減額割合） 〔 地方税法上の規定：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合 〕								
	減額割合の設定理由	管理不全のマンションの発生を防止するために、必要な修繕積立金の確保や大規模修繕工事の実施を積極的に後押しする必要があると考えるため。								

税目・改正項目		改正案の内容						
都市計画税	減額措置の延長	<p>○耐震改修が行われた耐震診断義務付け家屋に対する都市計画税に係る減額措置の延長 [市税条例附則第13条の9]</p> <p>地方税法において、耐震改修が行われた耐震診断義務付け家屋※に対する固定資産税の減額措置が3年延長されたことから、これを準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に3年延長します。</p> <p>●減額措置の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象資産</td> <td>耐震改修が行われた耐震診断義務付け家屋 (改正なし)</td> </tr> <tr> <td>減額内容</td> <td>工事完了の翌年度から2年度分 2分の1減額 (改正なし)</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>【現 行】令和5年3月31日まで 【改正案】令和8年3月31日まで(3年延長)</td> </tr> </table> <p>※ 耐震診断義務付け家屋：地震災害時に通行を確保すべき特に重要な道路沿道の建築物（要安全確認計画記載建築物）及び病院、百貨店等不特定多数の者や避難上特に配慮を要する者が利用する大規模な建築物（要緊急安全確認大規模建築物）を指します。</p>	対象資産	耐震改修が行われた耐震診断義務付け家屋 (改正なし)	減額内容	工事完了の翌年度から2年度分 2分の1減額 (改正なし)	対象期間	【現 行】令和5年3月31日まで 【改正案】令和8年3月31日まで(3年延長)
	対象資産	耐震改修が行われた耐震診断義務付け家屋 (改正なし)						
減額内容	工事完了の翌年度から2年度分 2分の1減額 (改正なし)							
対象期間	【現 行】令和5年3月31日まで 【改正案】令和8年3月31日まで(3年延長)							
その他	条文の整備	<p>地方税法の改正等に伴い、本市の条例についても同様に改正が必要な条文について、整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化</li> <li>・ 自動車メーカーによる燃費・排ガス不正行為に係る軽自動車税の加算の強化</li> <li>・ 軽自動車環境性能割の臨時的軽減に係る規定の削除</li> <li>・ 軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長等</li> <li>・ 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割に関する文言整備</li> <li>・ 条ずれ等に伴う条文の文言整備</li> </ul>						